

随意契約理由書

件名	豊中市立豊島公園野球場非常用発電設備改修緊急工事
契約の相手方	きんでん関西サービス（株）
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
随意契約理由	<p>本工事は、焼損事故により機能不全となった非常用発電設備について、利用者の安全を確保するため、早急に改修を行う必要があります。</p> <p>以上のことから、豊中市立豊島公園野球場大規模改修電気設備工事の施工者で、現場の状況に精通し、緊急の対応が可能であるきんでん関西サービス（株）と地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約の締結を行うものです。</p>
備考	